

HANIRO LINE 損害賠償約款

本約款は、フォアード利用規約に基づき、配送及び輸出過程における商品等の紛失又は破損及び毀損等による損害について、当社及び利用者が負うべき責任の所在を確認するものです。なお、本約款中に使用される用語は、フォアード利用規約に従います。

1. 商品等の瑕疵に対する通知および検査

- (1) 配達した商品等に、通常であれば肉眼で発見することができる瑕疵が発生した場合、利用者は、特別な事由のない限り荷受人に対して商品等の受領後5日以内に被害補償請求をしなければなりません。
- (2) 利用者は、荷受人を通じて、緩衝材を含む内容品の包装写真(多角度から複数枚)、送り状及びB/L番号が確認できる箱の外観写真(多角度から複数)を添付したメールで当社に対して被害賠償請求を要請しなければなりません。

2. 賠償基準

- (1) 当社は、大韓民国における宅配業者補償審査結果に基づき、利用者に対して賠償を行います。ただし、他の宅配業者を通じて配送した場合、該当する宅配業者の規定を適用します。
- (2) 当社は、利用者が記載したインボイス金額を賠償するものの、最高限度額は1箱あたり50万ウォンとし、毀損の場合は程度により実費を賠償します。
- (3) 利用者の貨物包装が運送に適していないことにより、運送過程において他の貨物に被害を与える場合、それによる当社が被る損失金額は利用者が実費賠償しなければなりません。

3. 支払期限

- (1) 当社は特別な事由がない限り、利用者が当社に対して賠償請求した日から30日以内に賠償額を支払い又は相殺処理します。

4. 財産権

- (1) 当社との契約上の対象商品等が毀損又は滅失し、当社が利用者に対して賠償措置を完了した商品等に対する財産権は当社に帰属するものとし、いかなる場合にも利用者に帰属しないものとします。

5. 免責事項

- (1) 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた損害について、免責されるものとします。

- ア 貨物の外部包装に損傷がないものの内容品に破損が生じた場合（商品自体の欠陥によるものと看做します。）
- イ 内部緩衝材及び包装不良、商品が箱内に固定されておらず揺れによって破損が生じた場合
- ウ 外装箱がない場合及び該当貨物に対する写真確認（１．の２）が不可能な場合
- エ 該当貨物を破棄した場合
- オ 荷受人が、運送状を持っていない場合（但し、宅配業者職員が利用者の顧客に対して渡さなかった場合は事実確認を行い事故処理します。）
- カ 利用者または利用者の指定荷受人が商品等を配達又は引き渡した日から５日以内に商品等の毀損又は滅失等の事故発生事実を当社に知らせなかった場合
- キ 運送を依頼する宅配貨物の種類と性質、重量、容積、価格などがインボイスの内容と異なるため損害が増加した場合
- ク 取扱不可品目（下記６）に該当する場合（取扱不可品目に対しては免責に同意したものと看做します。）
- ケ 発送前に免責同意書を作成した場合

6. 宅配取扱い不可品目

- (1) 危険商品（火薬類、引火物質、人名殺傷用銃砲類、密輸品、軍需品、不正林産物その他危険物の一切）
- (2) 一点物商品（美術品、骨とう品など再生不能または再発行できない物品等）
- (3) 貨幣性商品（現金、手形、株式、債券、印紙などの有価証券等）
- (4) 新初頭の郵便法上の制限物
- (5) 破損多発商品（破損や他の商品に対する汚染、毀損しやすい商品、すべてのガラス商品及び割れやすい貨物、びん類 プラスチック類）※免責条件で配送
- (6) 電子製品類、中古家電※免責条件で配送
- (7) 変質及び腐敗しやすいもの※免責条件で配送
- (8) その他包装状態が運送に適しない物品（スーツケース等）
- (9) TV、モニター類 ※免責条件で配送
- (10) 全ての楽器類 ※免責条件で配送
- (11) 液体物（液体の入った包装単位の商品） 以上

2023 年 4 月 26 日 制定

2023 年 10 月 01 日 改定

2026 年 2 月 9 日 改定